傷病手当金の申請について（世帯主・被保険者のかたへ）

目黒区では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、目黒区国民健康保険の保険給付として国の緊急的・特例的な財政支援を活用して傷病手当金の支給することとしました。申請に際しましては、以下の点を再度ご確認いただき、手続きをいただくよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

（１）対象者

目黒区の国民健康保険の被保険者で、「給与等の支払いを受けているかた」が以下のいずれかに該当し、「療養のために労務に服すことができなくなった場合」に対象となります。

〇新型コロナウイルス感染症に感染したとき

〇発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき

以下の場合は対象となりません。

●新型コロナウイルス感染症に感染しておらず、感染が疑われる発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため出勤を自粛した又は自宅待機を命じられた

●事業主からの証明を得ることができない

●自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない

※所得税法上の青色事業専従者給与や白色申告者の事業専従者控除特例の対象となっているかたは対象となります。

（２）支給対象日

労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日

※労務に服することができなくなったはじめの連続した 3 日間は、いわゆる待期期間とされ、４日目からが傷病手当金の支給対象となります。なお、待期期間の初日は労務に服することができなくなった日以降の直近の労務に就くことが予定されていた日になります。

※待期期間については、別紙「待期期間・支給額の考え方」をご覧ください。

（３）支給額

（直近の継続した３か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）×（２／３）×（支給期間のうち、労務に就くことを予定していた日数）

※給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されます。

※1 日当たりの支給額は、30,887 円を上限とします（令和２年３月現在）。

※「直近の継続した３か月の～」については「待期期間・支給額の考え方」をご覧ください。

（４）適用期間

傷病手当金の支給を始める日が、令和２年１月１日から令和５年５月７日※の間にある場合に　適用。適用となったものについて、療養のために労務に服することができない期間に支給（待期期間を除く）。

ただし、入院が継続する場合は最長１年６か月まで。

※適用期間は、令和５年５月７日までに延長されました。

（５）時効

傷病手当金の支給申請ができることとなった日から２年間

（６）申請等について

申請等の手続きに関して、以下の点にご理解とご協力をお願いいたします。

〇申請の際は事前に必ずお電話でご相談ください。

〇新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。

〇申請手続きに関するご相談、お問い合わせは下記問い合わせ先あてにお電話でお願いします。

（７）提出書類について

申請には以下の書類が必要です。

① 傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）

② 傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）

③ 傷病手当金支給申請書（事業主記入用）

④ 傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）

⑤ 誓約書兼同意書

※③の傷病手当金支給申請書（事業主記入用）は事業主のかたに、④の傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）は新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）で受診した医療機関に記入をお願いしてください。

※医療機関を受診していない場合、④の医療機関記入用の申請書は不要ですが、②の被保険者記入用の事業主記入欄に事業主の証明が必要です。

※審査のため、追加で書類の提出を依頼することがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

（８）支給決定等について

申請をいただいてから支給決定まで、１～２か月かかることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

（９）審査のための調査等について

申請内容の確認のため、事業主、医療機関等へ調査及び照会を行う場合があります。

（１０）傷病手当金の返還について

支給決定後に支給要件に該当しないことが判明した場合や、過払いが生じた場合は、支給した傷病手当金を返還していただきます。

問い合わせ先
目黒区区民生活部国保年金課管理係
〒153-8573　目黒区上目黒２－19－15
電話　03-5722-9809（直通）